

武豊町事前予約制バス（タクシー）試行運行計画書

1．事業主旨

武豊町コミュニティバス（基幹（緑）ルート及びサブ（赤・青）ルート）で武豊町内の主要地域を概ねカバーできるが、市街化調整区域など武豊町コミュニティバスでカバーできない地域を対象に、事前予約制バス（タクシー）事業を導入し、道路運送法第4条に基づく乗合旅客サービスの提供をモデル的に実施するものとする。

2．事業主体

武豊町地域公共交通会議が事業主体となり、交通事業者に委託する。事業化に伴い必要となる車両の調達は、交通事業者が行う。

交通事業者：安全タクシー（株）

3．運行条件

（1）運行区間及び運行路線

運行区間は、地区の指定したタクシー用停留所（以下「タクシー停留所」という。）を起点とし、この事業のために各経路によって指定されているバス停留所（以下「バス停留所」という。）を終点とする。

（2）運行方法

予約制とし、予約がある便についてのみ運行する。運行する便に複数の予約がある場合は、乗り合いでの利用を適用する。利用者の配車依頼に関しては、タクシー乗車予定時間の30分前までに電話予約を入れることとする。

タクシー事業者は、予約状況に応じたタクシー車両の配車を行うこと。また、バス事業者と連携を図り、利用者が乗り継ぎできるよう留意すること。

【往路】

利用者は乗車30分前までに、タクシー事業者の配車センターへ電話。

タクシー事業者は、指定の時刻にタクシー停留所に配車。

利用者はタクシー乗車時に100円を支払い、タクシー運転手は乗り継ぎ券を発行。

利用者は、バス停留所で降車し、バス運転手に乗り継ぎ券を渡しバスに乗車。

【復路】

利用者は乗車30分前までに、タクシー事業者の配車センターへ電話。

タクシー事業者は、指定の時刻にタクシー停留所に配車。

利用者はバス乗車時に100円を支払い、バス運転手は乗り継ぎ券を発行。

利用者は指定したバス停留所で降車し、タクシー運転手に乗り継ぎ券を渡しタクシーに乗車。

(3) 使用車両

使用車両は、道路運送法第3条に定める一般乗用旅客自動車運送事業許可を受けた営業用車両（以下「タクシー」という。）とする。

(4) 運休日

12月29日から1月3日（6日間）は運休とする。なお、バスが運休した場合、タクシーも運休とする。

(5) 運行経路

運行区間が、タクシー停留所を起点とし、バス停留所を終点とするため、運行経路は、当該バス停留所間を結ぶルートとする。

なお、ルートに関しては、事前予約制バス（タクシー）事業が試行運行のため、利用状況、地元住民の意見など考慮しながら、今後見直しを行っていくこととする。

【ルート】

	ルート名	距離 (km)	運行経路
1	壱町田ルート	1.8	壱町田 梨子ノ木 梨子ノ木北
2	上山ルート	0.5	緑台六丁目 北中根
3	原田・やすらぎ墓園 ルート	2.0	やすらぎ墓園 原田 武豊高校東
4	市原・西側ルート	1.6	市原 西側 旧JA富貴支店
5	笠松・新田ルート	1.4	笠松 新田 旧JA富貴支店

(6) ダイヤ設定

運行区間が、タクシー停留所を起点とし、バス停留所を終点とするため、ダイヤ設定は、バス停留所に接続できるように時間設定をする。

5. 設備について

タクシー停留所は武豊町が設置する。設置場所については、事業者、警察及び町と協議の上決定する。なお、ルートと同じで、利用状況を見

ながら最適な位置に、見直しを行っていくこととする。

武豊町が費用を負担したものについては、所有権は町に帰属するものとする。

6．予約電話について

利用者からの予約の電話はフリーダイヤル対応とする。また予約電話の対応はタクシー事業者が行うものとする。

7．運賃について

利用客が支払った運賃は先乗りの事業者が徴収することとする（タクシーからバスに乗り継ぐ時は、タクシー事業者が、バスからタクシーに乗り継ぐ時はバス事業者が徴収する）。運賃の種類、額及び適用方法については別紙のとおり。

8．乗り継ぎ券について

タクシーからバスへの乗り継ぎ券については、町で用意するものとする。

9．運行委託料について

事業者は運行経費から運賃収入を差し引いた額を運行委託料として、内訳明細書を添えて町に毎月請求するものとする。町は請求のあった日から30日以内に、事業者の指定する銀行口座に振り込むものとする。

運賃収入が運行経費を上回る場合は、事業者は町に差額を返納するものとし、返納方法については、別途協議して定めるものとする。

10．事故の責任及び報告

事業者は、運行上の事故等に関する業務遂行上の一切の責任を負い、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款の定めにおいて賠償することとする。また、事業者が行った処理内容等は、速やかに書面をもって町に報告するものとし、乗客からタクシー運行上の苦情があった時も、事業者が責任を持って対応し、その内容について速やかに町に書面で報告すること。

11．乗車人数記録表

事業者は、各コースの「タクシー乗車人数記録表」を作成し、毎月10日までに前月1カ月の利用状況を町に報告する。

12. 運行条件の変更

天候その他やむをえない事由により運行業務を変更する場合は、両者協議の上、決定するものとする。なお、これに伴う違約料は、互いに請求しないものとする。

13. 老人福祉センター送迎バスの事業計画検討

老人福祉センター送迎バスの事前予約制バス（タクシー）事業への整理統合についても立案支援を行うこと。

14. 利用促進策

利用者増を図るための努力を行うこと。

15. 事業の継続が困難となった場合の措置

（1）事業者の責めに帰すべき事由による場合

事業者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、武豊町長は事業の取り消し又はある一定の期間を設けて業務の全部若しくは一部停止をすることができるものとする。その場合、武豊町に生じた損害は、事業者が賠償するものとする。なお、次期事業者が円滑かつ支障なく、事前予約制バス（タクシー）の運行業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

（2）その他の事由による場合

不可抗力等、武豊町長及び事業者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより当該事業契約を解除できるものとする。なお、次期事業者が円滑かつ支障なく、事前予約制バス（タクシー）運行業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

また、不測の事態により業務継続が困難になった場合、契約解除の3ヶ月以内に通知するものとする。

【事前予約制バス（タクシー）ルート図】

